

## 交通部電気バス示範計画補助金業務の要点

中華民國 109 年 1 月 8 日

交路字第 10850174921 号

一、都市自動車旅客輸送業または道路自動車旅客輸送業の電気バス示範計画（以下、示範計画）の補助案を検討するため、そして電気バス運営経験の蓄積、運行モデルの導入、品質の良い電気バスメーカーが市場に参入し、国の電気バス業界の市場競争力を継続的に向上させるために本要点を作成した。

二、この補助業務は、交通部と行政院の環境保護署が共同で実施する。中華民國の 109 年から 111 年までは、交通部の道路総局は年次公表に従ってスケジュールを受け入れ、補助の数量は年間予算と申請状況に応じて処理される。

三、示範計画への参加を計画している電気バスチームおよび車両は、電気バス示範計画の資格審査に関する交通部の関連規定に従って、交通部によって認可されたものとする。

四、要点に応じて補助金を申請する都市旅客輸送業は、以下の規則に従って直轄市または県（市）政府を経由し、交通部の道路総局に移管する必要がある。

（一）直轄市および県（市）政府は、市および県（市）政府の管轄下にある都市自動車旅客輸送業界を、前述で認可された電気バスおよび車両チームと組み合わせて、示範計画に参加する。直轄市、県（市）政府は、管轄下の都市旅客輸送のための電気バスの運営方式を計画し、都市旅客輸送業界および電気バスチームとの協力メカニズムを確立する必要がある。且つ、示範計画に参入する都市旅客輸送業界および電気バスチームが電気バス充電ステーションの完備、保守体制の構築、および関連する取り組みを確実に行うように監督する。

（二）「示範計画事業補助金運用計画書」（付録一）7 部（および電子 CD-ROM 1 式）を添付すべきである。交通部の道路総局は行政院の環境保護署、經濟部および関連機関を招集して、審査グループを設立する。書面審査とグループ会議での初審後、交通部は専門家、学者、および関連機関を招き、認定のための会議を開く。採点項目と各項目の点数比率は付録二に示されている。認定状況の発表は交通部で行う。認定基準：

1. 同じ年に、同じ電気バスチームは最大 2 回申請できる。国内および海外の自動車グループ会社の異なるブランド、および承認された異なる国内メーカー構成を主体とされるチームは、同一電気バス車両チームと見なされる。

2. 甲類電気バス車両（バッテリーを含む）は 1 台あたり NT \$ 550 万を上限とする補

助金の対象となり、乙類電気バス車両（バッテリーを含む）は1台あたり NT \$ 280 万を上限とする補助金の対象となる。行政院の環境保護署は、車両1台あたりさらに NT \$ 150 万を追加する。補助金の実際の金額は、毎年の予算状況に応じて、交通部道路総局と行政院の環境保護署によって決定される。

（三）申請制限：

1. 同一申請は、同じ電気バスチームの車両の使用に限定される。管轄の直轄市、県（市）政府は、複数の旅客輸送事業者および電気バスチームと協力して申請することができ、異なる組み合わせの申請は異なる申請としてみなされる。
2. 示範計画のルートは、前の規定で認可された電気バスで運行する必要がある。
3. 車両型式安全検査に合格した新品の電気甲類または乙類バス。且つ、電気甲類バスは、「低床大型バス規格規定」の車両安全検査基準を満たす必要がある。交通主管機関の審査によって低床バスに適さない路線などは、一般大型電気バスを申請することができるが、「車椅子利用者を載せる車両に関する規定」の車両安全検査基準を満たす必要がある。

（四）申請資料に記載漏れや誤りがある場合は、予定されているグループ会議での初審の前、または主管機関からの通知後1か月以内に補足または修正する必要がある。締め切り後の修正はできない。

五、本示範計画の助成車両は、以下の規定に従って取り扱われるものとする：

（一）補助金の対象となる電気バスは、この申請計画の認可前に登録されていない新品の車両でなければならない。

（二）助成車両は、登録の日から8年以内に他の目的に使用したり、転売したりしてはならず、車両の充電要件を確保するために適切な充電装置を備えていなければならない。ただし、補助車両の使用に合わせて調整が必要な場合は、補助を受けた旅客輸送会社は市または県（市）政府を経由して、交通部道路総局の承認を得た上で、調整を行うこととする。

（三）新たに開通したルートの補助金付き車両は、開通後少なくとも8年間は運行しなければならない。運行の最初の3年間は営業損失補助金を申請することはできない。3年後は営業損失補助金を申請することができ、その運営費は通常的大型低床燃料バスを超えてはならない。

六、計画が承認された後、市および県（市）政府は次のことを行う必要がある。

（一）交通部運輸研究所または交通部道路総局の要件に従い、補助金付き車両の運営データを規定に従って定期的に提供しなければならない。運用の最初の3年間は、毎年下記条件に達成しなければならない：

1. 車両の年間走行距離は、少なくとも 40,000 キロメートルである必要がある。計算方法は、示範路線での補助金付き車両で走行距離である。

2. 年間の適切なシフト率は、少なくとも 98% である必要がある。計算方法は、実際の運転シフト数（シフト）/総運転シフト数（シフト）である。予備車両のシフトは、通常のメンテナンス、修理の対象で、事前に報告を提出されたものでなければならない。その他の予備車両によって運転されるシフトはカウントされない。運営開始日から計算されるものとする。

3. 交通部の電気バス示範計画の車両チーム資格審査の関連規則に従って、国産化達成評価の承認された認証文書を取得する。

（二）補助金を申請する前に、この要点に明記された必要書類をすべて準備し、前述の補助金対象車両の運営データを提供し、且つ関連条件を満たさなければならない。この補助金受取手順は、次の 4 つの段階で行うものとする。

1. 第一段階、電気バス購入契約が締結された後、補助金額の 40% を給付する。

2. 第 2 段階、電気バスが 1 年間運営された後、補助金の 20% を給付する。

3. 第 3 段階、電気バスが 2 年間運営された後、補助金の 20% を給付する。

4. 第 4 段階、電気バスが 3 年間運営された後、補助金の 20% を給付する。

七、助成車両（電池を含む）が購入額の半分以上を受け取り、且つ助成額が発表額を超える場合は、政府採購法の規定が適用され、提案する市、県（市）政府が監督を行わなければならない。

八、助成対象車両には、グローバル衛星測位機能システム機器と車両監視・管理システムを搭載する必要がある。旅客輸送事業者は、通常の運用を維持し、交通部運輸研究所が公布した電気バス運営データ監視・管理プラットフォームのデータ送信運用仕様に従って搭載機器、充電設備、基本的な運用情報、車両、保守情報などの情報を提供する。運転車両監視管理システムの保管データは、旅客輸送業界も保管するものとする。

九、直轄市、県（市）政府は、申請の承認日から 1 年以内に補足資料を完成させ、審査のために交通部道路総局に提出した後、補助金の給付ができる。締め切り後の提出は受付しない。その他経営審査の実施や補助金の検証などの残りの業務は、交通部道路総局の規則に従って処理するものとする。

十、認可された助成車両、自動車旅客輸送業界は、通信省、交通部道路総局、または交通部の運輸研究所の要件に従って、関連する補足資料を添付する。直轄市または県（市）政府を通じて交通部道路総局に転送して維持費補助金（バッテリー交換および電力消費の補助金を含む）を申請する。

前項の維持費補助金は、交通部道路総局が審査書類を発行した日から算出し、次の規定により分類する。実際の補助額は、各年次予算の状況に応じて、交通部道路総局が決定する。

(一) 甲類の場合、12年間の運用で1台あたり NT \$ 300 万の補助金が上限である。車両1キロメートルあたり NT \$ 5 と、車両の承認されたルートで走行した実際の距離で補助金を計算し、上限は NT \$ 25 万である。

(二) 乙類の場合、12年間の車両1台あたり NT \$ 180 万の補助金が上限である。車両1キロメートルあたり NT \$ 3 の補助金と車両の承認されたルートで走行した実際の距離で補助金を計算し、上限は NT \$ 15 万である。

十一、直轄市、県（市）政府は、この計画の実施を確実に管理する必要がある。旅客輸送業界が計画に従って実施していない場合、且つ改善の通知があるにも関わらず改善しない場合、直轄市、県（市）政府は交通部道路総局に報告して車両に対するすべての補助金を回収すべき。

十二、助成を受けた直轄市、県（市）政府、旅客輸送業界、電気バス車両チームは、提案された申請計画に応じて、さまざまな補足書類、支払い証明および関連資料を誠実な原則に基づくものとする。信憑性と支払いの事実に関し責任を負う。虚偽がある場合は、関連する責任を負う。一方、虚偽または詐欺がある場合は、補助金をキャンセルし、支払った金額を回収するものとする。

十三、自動車旅客輸送業界は、この計画の規定に従い、交通部道路総局の各地区監督事務所を経由して交通部道路総局に補助を申請する。

#### 付録一 示範計画補助金運用計画書フォーマット

一、計画書表紙：申請の種類（示範計画）、申請者、申請チーム（旅客輸送会社、電気バスチームを含む）、運行ルートの名前（新しいルートまたは古いルートの更新を示す必要がある）

二、直轄市、県（市）政府政策企画説明

- (一) 全体的なグリーン輸送開発のビジョンと政策の方向性とこの計画の関連性
- (二) 管轄地域の旅客輸送のための電気バスの運用計画
- (三) 道路公共交通機関の乗客運搬能力を増やすための戦略
- (四) 管轄地域の電気バスの運行効率を改善するための戦略計画
- (五) 電気バスを利用する旅客輸送事業者の運営に対する追加補助金についての説明
- (六) 計画に参加する旅客輸送業界および電気バス車両チームが承諾事項に従って計画

を行うことを監督および支援する。

### 三、自動車旅客輸送事業者の参加計画の説明

- (一) 旅客輸送事業者の車両チームの規模と、それを電気バスに置き換える計画
- (二) 示範計画ルート運用計画

1. 旅客運送業者名、運行ルート、ルートの始点と終点、車両数、停車地、1日の運行頻度、予備車両などの基本情報。片道または往復を表示する。

ルート	距離	時間	デイリーシフト	車両数	営業時間

2. 電気バスの利用に適した運行ルートの道路状況の評価説明

(1) ルートが幹線バス路線であるか、重要な交通機関（高速鉄道、台湾鉄道、MRT 駅、乗換駅など）であるか

(2) ルートが深刻な大気汚染のある地域にあるかどうか

(3) ルートがバス専用道路を通過するかどうか

(4) ルートが快速道路、高速公路、高速道路のいずれを通過するか

3. 運行ルートの電気バスのスケジューリング、各車両の1日の走行距離、充電時間などの計画説明

4. 更新された古い車の番号と年齢（月まで記載、初回新車登録の年月を基準にする）

5. 補助金が適用される電気バスの営業時間計画

(三) 示範計画の電気バスに関する情報

1. 車両メーカー名

2. 車両のブランド

3. 車種型式安全検査合格証明と車両型式コード

4. 車両の交通部の電気バス示範計画の車両チーム資格審査の関連規則に従って交通部によって承認された認証文書。

5. 車両の智能化および自動化装置の説明

項目		配備状況（設置有無を説明してください）		
		市区	公路	国道
智能化	身分認識可能なデジタルドライビングレコーダー	設置すべき		
	眠気防止システム	設置すべき		
	アルコールインターロック	設置すべき		
	周囲の景色（丸1周）表示システム	設置すべき		

	死角警報システム (BLIS)		
	タイヤ空気圧検出システム (TPMS)		設置すべき
自 動 化	道路適応性クルーズシステム (ACC)		
	車道維持アシストシステム (LKA)		
	緊急ブレーキアシストシステム (AEBS)		設置すべき
	車線逸脱警報支援システム (LDWS)		設置すべき

(四) 電気バスの自主運用維持企画説明

1. 電気バスの運行期間の保証説明：少なくとも8年間の通常運行（他のルートに転送してはならず、最初の4年間のサービスレベルは申請時より低くなってはならない）。
2. 充電ステーションの土地使用権を取得するための保証説明。

(五) 電気バスの自主支援へ承諾説明

1. ロジスティックメンテナンスシステム
2. 車両および機器の故障や事故に対する対応メカニズム
3. 車両の動的情報、指定された情報プラットフォームへの接続及び保存

(六) 電気バス充電ステーションまたはバッテリー交換ステーションの建設に関する企画説明。

1. 充電期間、方法、および場所の関連する企画が適切かどうか
2. 充電装置がスマートスケジュール充電システムまたは操作メカニズムを採用しているかどうか
3. 充電パイルの充電情報、指定された情報プラットフォームへの接続及び保存

(七) 電気バスと一般燃料低床バスの18項目のコスト比較の分析と説明

四、電気バスチームが提供するアフターサービスと安全保証能力の説明

- (一) 車両全体（バッテリーを含む）の保証および重要システムの保証条件
- (二) 車両および設備の故障対応メカニズムと後方支援企画
- (三) 旅客輸送事業者の教育、訓練および技術情報
- (四) 旅客輸送業界と連携して、電気バス保守体系（分類保守）を確立する
- (五) 電気バスの運用特性、運行方法および保守教材を蓄積する

五、示範計画申請チームの運営実績

- (一) 電気バスの使用における旅客輸送事業者の実績
- (二) 示範計画への参加を申請した電気バスチームは国内外での運行実績があるかどうか
- (三) 旅客輸送事業者または電気バス車両チームによる車両運営監視・管理プラットフォームの設置状況

六、示範計画チームの創造的なアイデアとフィードバックプロジェクトと連携する

七、電気バスの補助金総額

(一) 電気バス本体（バッテリーを含まない）、バッテリーの単価、および他の製品との価格差の説明

(二) 申請補助金の額と自己調達額の説明

補助申請項目	数量 (A)	単価 (B)	合計金額 (C) = (A) * (B)	交通部に申請する補助額 (D)	環境保護署に申請する補助額 (E)	総申請額 (F) = (D) + (E)	地方政府が調達した金額 (G)	旅客輸送事業者が調達した金額 (H)
車両 (バッテリーを含む)								

## 付録2 示範計画補助金運用計画審査採点項目と各項目の重み

示範計画補助金運用計画の評価の合計点数は 100 点であり、各項目の内容と点数は以下のとおりである。

評価カテゴリ	採点項目	説明
地方政府体協力度 (20 点)	全体的なグリーン輸送開発のビジョンと政策の方向性 (5 点)	グリーン輸送の全体的な開発に関する地方政府のビジョンと政策の方向性。たとえば、全体的に電気バスに乗り換えるための目標、スケジュール、その他関連規程
	地方政府の意見と支援事項 (15 点)	地方政府は、土地の取得、電力の申請、財政的補助金の提供、その他のインプット事項の支援など、電気バスの推進を促進する
	示範計画ルートと運用車両計画の適切性と有効性 (15 点)	1.計画されたルートの特性、乗客定員（または推定

計画の合理性 (35 点)	点)	乗客定員)、および使用上の利点を示す。 2.示範計画のルート計画、バス停計画、道路状況が電気バスに適しているかどうか。 3.車両数やスケジュールなど。
	車両自動化/智能化状況 (5 点)	車両智能化と自動化に設置すべき項目と追加点数対象アイテムの設置状況
	充電計画・充電ステーション建設計画 (15 点)	1.充電期間、方法、および場所に関連する計画が適切かどうか。 2.充電ステーションの土地使用权の保証。 3.スマートスケジュール充電計画を導入するかどうか。 4.充電パイルの充電情報は、指定された情報プラットフォームへの接続と保存
チームの执行力 (30 点)	運行維持計画と支援策 (10 点)	ロジスティックメンテナンスシステム、不測の事態への対応メカニズム、および指定されたプラットフォームとストレージへの車両の動的情報のインターフェイスなどの関連するサポート手段。
	アフターサービスと安全保証能力 (15 点)	1.車両全体 (バッテリーを含む) の保証と重要システム保証条件。(3 点) 2.車両および機器の故障処理メカニズム。(3 点) 3.旅客輸送事業者の教育、



		<p>訓練、技術情報。(3点)</p> <p>4.電気バスの保守システム(分類保守)の確立(3点)</p> <p>5.電気バスの運転特性、運行方法、保証教材の記録の蓄積。(3点)</p>
	チーム運営実績(5点)	電気バスの使用における旅客輸送業界の実績、国内外の車両チームによる電気バスの使用実績、および車両の動作監視および管理プラットフォームの確立状況。
経費の合理性(15点)	車体とバッテリーの単価の合理性(15点)	<p>1.車体とバッテリーの価格の説明。</p> <p>2.車体とバッテリーとその他の製品との価格差の説明。</p>

出典：

[https://gazette.nat.gov.tw/EG\\_FileManager/eguploadpub/eg026005/ch06/type2/gov50/num15/Eg.htm](https://gazette.nat.gov.tw/EG_FileManager/eguploadpub/eg026005/ch06/type2/gov50/num15/Eg.htm)